

自動販売機設置に係る施設利用承認に関する契約書

施設管理者 公益財団法人石川県文教会館(以下「甲」という。)と施設利用者(以下「乙」という。)とは、次のとおり石川県文教会館に自動販売機を設置するための施設利用並びにその利用料に関して契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(施設の利用承認)

第2条 甲は、その管理する石川県文教会館の施設の一部を、乙に対し第4条に定める期間について利用承認し、利用させるものとする。乙はその利用する対価として、甲に利用料を支払うものとする。

(利用目的)

第3条 乙は、前条に係る施設について自動販売機設置の用途(以下「指定用途」という。)に利用するものとする。

2 乙は、前項の利用に当たっては、別添「自動販売機設置条件」の内容を遵守しなければならない。

(契約期間)

第4条 契約期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、更新はしないものとする。

(利用料)

第6条 利用料は、次のとおりとする。

契約金額 金 < 落札価格 > 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

2 契約期間中に消費税等の率の改正があった場合は前項の額は変更しないものとする。

(利用料の支払)

第7条 乙は、前条に定める利用料を、次に掲げるとおり、甲の別途指定する銀行口座へ、毎年度4月末日までに支払うものとする。

なお、口座振込手数料は乙の負担とする。

年 度	納 付 金 額
令和4年度	円
令和5年度	円
令和6年度	円

2 既に支払された利用料は返還しないものとする。ただし、契約期間中に、乙の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となる場合は、既に支払された利用料のうち、その期間に係る利用料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(光熱水費の負担)

第8条 乙は、特別な理由がある場合を除き、本契約に基づき設置した自動販売機の稼働に必要な電気、水道等に係る光熱水費相当額を負担するものとする。

2 乙は、電気、水道等の使用に際しては、その設置した自動販売機による販売行為に支障が出ない程度に、節約に努めること。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条第1項の支払期限までに利用料を支払しなかったときは、期限の翌日から支払した日までの日数に応じ、利用料に年3.0パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第10条 乙が利用料及び延滞金を支払する場合において、乙が支払した金額が利用料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は免除する。

(契約不適合責任等)

第12条 乙は、本契約締結後、甲が乙に対して利用承認した施設の一部（以下「利用施設」という。）に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、利用料の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 利用施設が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損したときは、その滅失又は毀損は、乙の負担とする。

(利用施設の引渡し)

第13条 甲は、第4条に定める契約期間の初日に利用施設を乙に引き渡すものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲の承諾を得ないで利用施設を転貸し、又は利用施設の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第15条 乙は、利用施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(利用施設の保全義務等)

第16条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって利用施設の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、利用施設の保全義務を負わないものとし、利用施設について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、利用施設が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、

乙に求償することができる。

(事故の通知)

第17条 乙は、利用施設の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(利用上の損傷等)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により利用施設を滅失し、又は毀損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対しその状況に関して質問をさせ、利用施設を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

(違約金)

第20条 乙は、第4条に定める契約期間中に次の各号に定める事実が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 <利用料の1割> 円

(2) 第3条又は第14条に定める義務に違反した場合 金 <利用料の3割> 円

2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用施設を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 利用料その他の債務の支払を支払期限から2か月以上怠ったとき。

(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(5) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上利用施設を使用しないとき。

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 利用施設及び利用施設が所在する石川県文教会館の用途または目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(利用施設の返還)

第22条 乙は、第4条に定める契約期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、利用施設を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りでない。

(損害賠償等)

第23条 乙は、その責めに帰する理由により利用施設の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による利用施設の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第18条の規定により利用施設を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 乙は、第4条に定める契約期間が満了したとき、又は第21条第1項及び第3項の規定により甲が本契約を解除した場合において、利用施設に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第26条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 石川県金沢市尾山町10番5号
公益財団法人 石川県文教会館
理事長 徳田 博

乙 住所及び所在地

氏名及び名称
及び代表者又は代理人名

印

別添 「自動販売機設置条件」

1 利用施設

物件番号	所在地	設置場所	利用承認面積	左のうち本体設置可能面積	販売品目	摘要
						全体品目の中でお茶類、コーヒー類をそれぞれ10%以上となるよう設定すること。 利用者ニーズに配慮し、品揃えが偏らないように努めること。

※ 1物件につき自動販売機の設置数は1台とします。

※ 利用承認面積には、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

2 販売商品の種類

上記1に記載のとおり

3 利用上の制限

ア 契約書の事項を遵守し、定められた支払期限までに利用料を確実に納めること。

イ 利用施設の原状を変更してはならないこと。

ウ 利用する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。

4 利用者の責務

ア 乙は、利用施設に設置する自動販売機について、メーターの定期的な測定や端末機械等を使ったデータ収集などにより、売上数量及び売上金額について、明確な手法で把握、管理し、甲の求める時には、売上数量及び売上金額について書面で甲に提出すること。

イ 乙の責任のもと、衛生管理、安全管理の徹底を図ること。

自動販売機の設置や自動販売機での販売に関する法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

ウ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、安全板やボルト等を利用して安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

エ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置者の責任において対応すること。

オ 飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

カ 商品の品質管理、商品補填、維持清掃など設置者で責任を持つフルサービス方式で管理する。具体的には、原則毎週1回以上、自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。

キ 設置する自動販売機は次の条件をみたすものとする。

ノンフロン対応、ヒートポンプ式、ピークカット式、学習省エネ式等の環境負荷を低減したもの。

HOT及びCOLD両製品の販売が可能なもの。

広告宣伝等は避けたものであること。